

■フェリー利用促進助成

趣 旨 安定的な物流経路を確保し海陸交通ネットワークを維持するとともに、環境対策の一環として二酸化炭素の排出が少ないモーダルシフトへの転換を図るため、フェリーの利用促進を行う。

【助成金額等について】

助成対象	助成金額	助成上限
フェリー利用	1,000 円（片道）	100,000 円

※助成対象車両は、会員事業者が保有する香川県登録の事業用車両とします。
（軽車両は対象外）

【助成対象航路】

高松、小豆島、直島及び豊島を発着する次の航路を対象とします。

	番 号	対 象 航 路
神戸航路	①	高松 ⇄ 神戸
	②	坂手 ⇄ 神戸
小豆島航路	③	高松 ⇄ 土庄
	④	高松 ⇄ 池田
	⑤	高松 ⇄ 坂手
	⑥	土庄 ⇄ 新岡山
	⑦	福田 ⇄ 姫路
直島・豊島航路	⑧	宇野 ⇄ 宮浦
	⑨	高松 ⇄ 宮浦
	⑩	宇野 ⇄ 風戸
	⑪	宇野 ⇄ 土庄
	⑫	宇野 ⇄ 唐櫃
	⑬	宇野 ⇄ 家浦
	⑭	家浦 ⇄ 土庄
	⑮	唐櫃 ⇄ 土庄

※フェリー利用明細兼助成額計算書（様式 2）の航路は番号をご記入下さい。

対象期間 令和 8 年 6 月利用分～令和 8 年 10 月利用分

※後払いの場合、締日の都合で請求書の期間が対象期間と異なる場合は、対象期間を最も多く含む月の請求書の期間とします。

（例：20 日締の場合は 5 月 21 日～6 月 20 日までの 1 ヶ月）

申請期間 令和 8 年 6 月 9 日(火)～令和 9 年 1 月 8 日(金)
(6 月利用分から 1 ヶ月単位で申請をお願いします。)

申請書類 I ジャンボフェリー株式会社以外を利用した場合

- ①フェリー利用促進助成金交付申請書 (様式 1)
- ②フェリー利用明細兼助成額計算書 (様式 2)
- ③誓約書 (様式 4)

II ジャンボフェリー株式会社も併せて利用した場合

- ① I の資料一式
- ②フェリー利用明細兼助成額計算書 (様式 3)
- ③誓約書 (様式 5)

※トレーラ、トラクタを使用する場合はジャンボフェリー株式会社の印をお願いします。

III ジャンボフェリー株式会社のみ利用の場合

- ①フェリー利用促進助成金交付申請書 (様式 1)
- ②フェリー利用明細兼助成額計算書 (様式 3)
- ③誓約書 (様式 5)

IV 回数券を利用した場合

- ① I、II、III に該当する資料一式
- ②フェリー回数券利用明細書 (様式 6)

添付書類 後払い請求書の写し、または乗船券。
回数券の場合は請求書・領収書の写しを添付して下さい。
※回数券は令和 8 年 4 月以降に購入した物に限ります。

その他 ・記載内容については、該当フェリー会社に照会させていただく場合があります。
・本助成金の交付を受けた事業者は、要請があれば輸送ルート等の聞き取り調査等に協力ください。